

事 務 連 絡

令和2年2月 28 日

従事者研修登録機関の代表者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、貴機関において従事者研修の実施を当面見合わせることも想定されるところ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の2に基づく事業の登録制度(以下「登録制度」という。)の審査を行う都道府県に対し、別添のとおり事務連絡を発出しておりますので、御連絡いたします。

なお、登録制度の審査については、各都道府県衛生主管部(局)宛てにお問い合わせいただきますよう、御願います。

【担当者】

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

北村、日比

電話番号:。 03-5253-1111(内線 2432)

電子メール: kitamura-makiko@mhlw.go.jp

hibi-hiroyuki.np4@mhlw.go.jp

別添

事務連絡
令和2年2月28日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2に基づく事業の登録制度(以下「登録制度」という。)については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」(平成14年3月26日付け健衛発第0326001号。以下「通知」という。)等に基づき、関係者に対して御指導いただいているところです。

登録制度の登録基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。)に規定され、建築物等の清掃作業等に従事する者に対する研修(以下「従事者研修」という。)については、「登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。」とされています。また、通知において、「原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。」と技術的助言により示しているところです。

今般、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、研修実施主体が従事者研修の実施を当面見合わせることも想定されるところ、規則に示す「定期的に行われるもの」の判断は、通知にかかわらず、登録制度の審査を行う都道府県において、柔軟に対応いただいて差し支えない旨、念のためお知らせします。

併せて、本事務連絡の内容について、貴管内の登録制度に基づく登録事業者に周知いただきますよう、御願います。

【担当者】 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

北村、日比

電話番号: 03-5253-1111(内線2432)

電子メール: kitamura-makiko@mhlw.go.jp

hibi-hiroyuki.np4@mhlw.go.jp